

※医療制度改革、年金課税問題、タクシー問題、アスベスト問題について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

思い起こしますと、ちょうど四年前の十月十八日に私はこの場で初めて国会質問をさせていただきまして、当時は坂口大臣でございましたけれども、ちょうど私のおやじの命日だったのでございますけれども、ちょうど四年間たちました。今日はその総決算というわけじゃございませんけれども、今国会最後の、恐らく最後の質問、また今年最後にもなるかもしれない。失礼ながらひょっとすると、尾辻厚生労働大臣に対してはどうか分かりませんが、いずれにいたしましても、これまでの取り組んできたことも踏まえつつ、幾つかのテーマにつきまして重要なポイントを押さえさせていただくという立場で御質問申し上げたいと思います。

毎度ではございますけれども、幾つかのテーマ、多岐にわたっておりまして、いささか足早に質問をさせていただくことを御容赦いただきたいと思うわけでございます。

まず、今日の委員会の冒頭に臓器移植に関する御報告がございました。そこで、まずお伺いいたしますけれども、前坂口大臣はこの問題について、私のような立場でございまして、脳死は人の死だと、こういうふうに思うわけでございまして、このようにおっしゃっていたわけですが、尾辻厚生大臣はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 脳死につきましてはいろいろな考え方ございますけれども、平成四年のいわゆる脳死臨調の答申におきましては、多数意見として、医学的には脳死の状態はもはや人の生とは言えないとするのが主流の考え方である、また、脳死をもって社会的、法的にも人の死とすることは妥当な見解であると思われる、このように述べられております。また、国外の状況を見ましても、欧米諸国では多くの国々において脳死をもって人の死とすることが定着していると認識をいたしております。したがって、そうしたことから、私も脳死は人の死であると考えております。

○辻泰弘君 大臣御自身も脳死を人の死と考えているという御発言があったわけでありませぬ。

それで、この問題については大変難しい問題あるということも私も取り組んできてそれなりに分かっているつもりでございます。何よりも国民的な合意といいますか理解が前提とならなければ、今この状況を変えていくということはなかなか難しいわけでございます。やはり本人の、自分の死を脳死として、脳死をもって自分の死は死としていいんだということと、その上に立って臓器を提供するという意思と、その二つがあると。

それから、民法の規定に基づいて十五歳以上が遺言が認められるということからする、

その意思がくみ上げられると、こういうことになっているわけでごさいます、それ以下はできないと、こういうことが現状には隘路となっているわけでありすけれども、そのことは重々承知なんですけれども、それを前提としつつも、やはり大臣の今日の御発言にごさいましたように、移植医療の推進に努めてまいる所存だと、こういつもおっしゃるわけですが、どうも議員立法に、その動きにゆだねる、指をくわえて見ているだけみたいな感じでごさいます、どうも、もちろんアプリアリに何か答えを決めて厚生省がこうせいと言うことはできませんし、すべきじゃないと思いますが、しかし、やはり国民的議論を喚起するといいますか、広報だとかあるいは討論の場、現状はこうだということをアピールする場とか、そういうことも含めてやはり主体的な努力というものが厚生省、政府サイドにも求められるというふうに私は思うわけでごさいます。

そういった意味で、今日、移植医療の推進に努めてまいるとおっしゃいましたが、どのように取り組んでいかれるのか、その御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 厚生労働省といたしましては、移植医療を推進していくためには、移植医療に関する国民の理解を深めていくとともに、今お話しのとおりだと考えております。さらに、地域における臓器提供のための体制を整備していくことなどが重要であると考えておまして、社団法人日本臓器移植ネットワークと連携を図りながら、公共広告機構等を活用した普及啓発、各種パンフレットの作成、配布、臓器のあっせん業務への助成やあっせん業務を行う者に対する研修等、あっせん体制の整備、医療関係者への普及啓発などに取り組んでまいったところでごさいます。

臓器移植法の施行から八年が経過いたしまして、臓器移植については医療としての実績が積み重ねられてきてはいるというふうに認識しておりますけれども、今後とも普及啓発を進めるとともに、我が国の移植医療の課題を整理するなど、移植医療の推進に向けて努力してまいります。

○辻泰弘君 今おっしゃった中に入りますけど、臓器提供意思表示カードというのがございまして、これが、まあ御努力されてはおるんでしょうけどなかなかまだ一般には行き届いてないようにも思うわけでごさいます。私も実は記入して持っておるんですけども、どうかこの点についても普及を図っていただくようお願いをしておきたいと思ひます。

さて次に、昨日発表された厚生労働省の医療制度構造改革試案、これについて若干御質問をしておきたいと思ひます。

まず、詳しいことはまた改めてと思ひますけれども、基本的なこと一つ確認しておきたいと思ひます。

今回の医療費の推計、軽減効果とかそういうのも算出されておるわけですがけれども、その中で、現行制度を維持すると二〇二五年度には医療給付費が五十六兆円になると、こういうふうな提示がございす。これ、前回の、昨年年金議論のときの社会保障給付と負担の見直しの折には、医療の部分は五十九兆円ということだったわけす。ですから、その分、三兆円まず下がっているわけすね。

このことは恐らく、今度の試算が平成十八年度概算要求を起算点としているという、この起算点の差によってではないかと思うんですが、そのことだけなのか、あるいはその伸び率を変えておられるのか、その部分だけ確認をしたいと思います。

○政府参考人（水田邦雄君） ただいま御指摘の医療費、給付費の推計値でございますけれども、御指摘のとおり、今回の推計は起算点を平成十八年度概算要求としたものでございます。その一点だけ修正をしております。

○辻泰弘君 それで、一つ内容的なことでも確認をしたいというか御説明いただきたいんですけども、その財政影響の試算が出てはいるわけですが、各医療保険について結果が出てはいるわけですが、その中で健保組合だけ二千二百億負担が増えるよと、こういうことになっているわけですが、結果としてその健保組合だけ負担が大きくなるというのはどうということなのか、簡単で結構ですので教えていただけますか。

○政府参考人（水田邦雄君） 今回の試案におきまして、平成二十年度時点で各医療保険者、各主体にどのような影響が出るかという財政フレームを示しているわけでございますけれども、その中で、全般的には、高齢者の患者負担の見直し等、公的保険給付の範囲の見直しによりまして、各保険者は全体として保険料負担が、所要保険料が減少するという形が取られているわけでありまして、健保組合につきましても、新たな高齢者医療制度の創設によりまして、健保組合が負担する後期高齢者医療制度の支援金、それから前期高齢者に係る財政調整に要する費用を負担する、こういった高齢者医療制度の導入に伴う負担の部分で健保組合が増えているということでございます。

もう少し申し上げますと、詳細はまた更に詳しい分析が要るわけでありまして、従来は、前期高齢者のうち被用者保険OB、原則として二十年おられた方だけについて被用者保険が退職者医療制度を通じて負担をしていたわけでありまして、新しい制度におきましては、前期高齢者全体を財政調整の対象にしているという関係で、結果として負担能力の高い健保組合の負担が増加したと、このようなものと考えてございます。

○辻泰弘君 詳しくはまた、こちらにも勉強し、またいろいろと御質問をしたいと思っておりますけれども、結果としてそのことは、例えば健保組合に所属する平均的なサラリーマンは年収五百万から五百五十万ぐらいじゃないかと思うんですが、そういった方々の場合に年間二万円ほどの負担が増えると、こういったことになるわけでございまして、老人保健拠出金が健保組合の財政を三割、四割最初から占めてしまうという、そういうところからきた議論でもあったわけで、その意味においては、私は答えにはなかなかならないんじゃないかというふうに思っております。

また、ちょうど国庫負担の減少が二千二百億、その同じ額が健保組合のサラリーマンに行くということでもございまして、今局長も、負担能力があるというふうな言い方ではございましたけれども、結局、つじつま合わせのツケをサラリーマンにしわ寄せすると。サラ

リーマン増税の議論もありましたけれども、そういった図柄にも今回もなってしまうんじゃないかと。こういった意味で、私としてはこの案については根本的な見直しが必要だというふうに申し上げておきたいと思うわけでありませう。

ちなみに、民主党といたしましてはかねてより、突き抜け方式、そしてまた、その制度を前提としてのリスク構造調整をしていくということでの訴えをさせていただいているわけですが、そのことを踏まえてのまた御提案もしていきたいと、このように思っているところでございます。

なお、午前中も議論ありましたが、経済財政諮問会議の提言ということでの、今回の資料においては参考として付言されている保険免責制度については、やはり私も、低所得者への影響が極めて大きいということとか、受診抑制による症状の悪化というものが大きく懸念されるということもございませうし、やはり皆保険の形骸化ということにもつながると思ひますので、私としては反対だということをおし上げておきたいと思ひておりませう。

それで次に、今回の厚生労働省の医療制度構造改革試案の中にも出ているわけですが、混合診療のことをちょっと確認しておきたいと思ひます。これについては、昨年、私自身も議論をさせていただいて、尾辻大臣ともやり取りをし、経済財政諮問会議でも御努力をいただいた結果として、基本的合意というのが昨年の十二月十五日に出ているわけございませう。

そこで、二、三確認しておきたいんですが、一つは、平成十七年夏までを目途に実現するというふうな言い方をされていた改革の、現行の枠組みの中での改革ですな、このことについて何をしたのかということをお簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人（水田邦雄君） いわゆる混合診療の問題につきましては、先生御指摘の昨年末の厚生労働大臣と規制改革担当大臣との間の基本的合意、これに基づきまして着実に改革を進めているところでございませう。

具体的に申し上げますと、まず国内未承認薬についてでございますけれども、今年の一月に未承認薬使用問題検討会議を立ち上げまして、患者の要望のある薬の治験を促進する等の取組を現に行っているところでございませう。

次に、先進医療につきましては、安全性に配慮しながら医療技術ごとに医療機関の要件を設定いたしまして、届出により保険診療と併用可能な仕組みを選定療養の中に位置付けたところでございまして、七月に届出の受付を開始し、十月から最初の、保険診療と併用可能な最初の医療技術が実施されているところでございませう。

それから、三点目でございますが、制限回数を超える医療行為につきましては、これも選定療養に位置付けまして、腫瘍マーカー検査など七項目につきまして十月から保険診療との併用を可能にしたところでございませう。

さらに、高度先進医療につきましても、九月から医療技術ごとに実施可能な医療機関の要件を定めまして、それを満たすものを特定承認保険医療機関として承認するという制度に改めたところでございませう。

○辻泰弘君　それで、この中に、「名称も含め、法制度上の整備を行う」と、こうなっていて、これは昨日発表された中にも出ていて、来年、法改正につながっていくと、こういうことになるわけですがけれども、ここの法改正は何法の改正になるのか、中心的なものをおっしゃっていただけますか。

○政府参考人（水田邦雄君）　先生御指摘のとおり、昨年末の基本的合意におきまして、将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうかという観点から現行制度を見直すということを言っております。昨日公表された試案でも盛り込んでおりますけれども、保険導入検討医療、仮称でございますけれども、保険導入のための評価を行うもの、それと、患者選択同意医療といたしまして、保険導入を前提としないものの二つに再構成をするということでございます。この見直しは、現在の特定療養費制度を再編成するものでございまして、特定療養費制度を規定している健康保険法、国民健康保険法、そういった法律を改正することにより対応することとしてございます。

○辻泰弘君　それで、要は、これまでの選定療養と高度先進医療から成る特定療養費制度を廃止して、保険導入検討医療と患者選択同意医療を法制度化していくということになるという御方針なわけですが、昨年の合意の中では、今回の改正、今後立法化されていく内容ですがけれども、それは「一定のルールの下に、保険診療と保険外診療との併用を認めるとともに、」ということで幾つか出て、「国民皆保険制度の理念を基本に据えたものである。」と、こういった言及がございます。それから、「保険診療と保険外診療との併用に関する具体的要望については、今後新たに生じるものについても、おおむねすべてに対応することができるものである。」と、こういうふうなことをおっしゃっているわけなんですけれども、この合意を踏まえた今回の提示、そして今後の立法化、このことによつていわゆる混合診療問題についての一つの、まあ当面の結論といいますか、そういう区切りを付けるものであると、こういうふうに理解していいかどうか、大臣にお願いします。

○国務大臣（尾辻秀久君）　今局長よりお答え申し上げましたように、一つ法律事項が残っておりますが、来年の通常国会におきましてこの法律改正が済めば、私と規制改革担当大臣との間で合意いたしました事項はすべて対応済みとなります。

　今般の改革によりまして、保険診療との併用に関する具体的要望事項につきましては、たしかa、b、c、dとか書いてあって、先生がお示しいただきながら御質問いただいたことも記憶いたしておりますけれども、ああいう具体的要望につきましては、今後新たに生じるものを含めましておおむねすべてに対応できるものと考えておりますので、これで区切りが付くものというふうに考えております。

○辻泰弘君　一定のルールの下に併用を認めるということの、その分析といいますか指摘、そして今の大臣のお話からすべてを理解しますけれども、結局やはり私は、医療とか安全

とか衛生とか労働とか、こういった社会的規制というものは単に規制緩和だけで済むものではないというふうに思っております。これも非常に大事な人間の存在の基本にかかわる部分の領域だと思っておりますので、一定のルールの下にということの方が大事だと思っておりますし、大臣はそういう前提で取り組んでこられたわけですが、私としては、あえて言うならば原則規制、例外自由と、ある意味であえて申しますけれども、その部分は私は大事なことだと思っております。だから、この点については一つの区切りが付いたと思っております。

それから、特定療養費制度というペーパー配っていただきまして、これで分かりやすく拝見することができたというふうに思っております。

さて、次の論点に移らせていただきたいと思います。それで次は、国会でも前の介護保険のとき等々でも議論させていただいた年金課税の強化に伴う介護、国保の保険料の負担増の激変緩和のことについての確認といいますか、これまでの経緯についてもう一遍教えていただきたいわけでありまして。

これは、平成十六年度の税制改正において公的年金等控除の縮小などが行われたあおりとして国保並びに介護の保険料の負担が増えると、ある部分急増するというところがあると、こういうことを背景として、尾辻大臣にも坂口大臣の答弁は後退させないということで取り組んできていただいたわけでありまして。それがかなり終局を迎えつつありますが、結論が煮詰まってきたようなところがあるわけです。

そこで、まず簡単に教えていただきたいんですけど、九月の二十六日に、全国介護保険・老人保健事業担当課長会議において、税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算についてというペーパーを配って説明をされているわけですが、このことの意図と内容について簡単に御説明いただけますか。

○政府参考人（磯部文雄君） 現在、各市町村におきましては、十八年度から二十年度におきます第三期事業運営期間における介護保険料等の検討が進められているところでございます。保険料の設定に当たりましては、今回の税制改正の影響を踏まえた保険料段階別の被保険者数を算出する必要があることから、今御指摘の会議におきまして参考となる試算をお示ししたところでございます。

この試算の結果といたしましては、税制改正により第一号被保険者の約一六％の方が保険料段階が上昇することが見込まれるという結果となっております。各市町村におかれましては、この被保険者の住民税の賦課状況等を勘案し、またこの試算等を参考としていただいて、税制改正の影響を見込んだ保険料設定の作業を進めていただいているというふうに理解をしております。

○辻泰弘君 この段階設定は、結局は最後は地方自治体の条例によって確定するというところだろうと思っておりますけれども、今まで幾つかこういう会議のときに説明をしていただいたりしてきているわけですが、一応、この九月二十六日のこの資料の提示によって、あとは地方にお任せすると、こういう状況になっているというふうに理解していいですか。

○政府参考人（磯部文雄君） そのとおりでございます。

○辻泰弘君 それで、今後、それが年末から年初にかけて作業が行われるんだろうと思うんですが、そのことの、各自治体がどういうふうにとらえ、取り上げ、検討されて、結果を導かれて条例化するということになるのかもしれませんが、そのことについての報告というのはどこかの段階でお受けになるんでしょうか。

○政府参考人（磯部文雄君） 各市町村におきます介護保険料につきましては、来年二月ごろに条例案を議会に提出するところが多いんじゃないかと思っております、国といたしましては、その段階において保険料を集計し公表することを考えております。

○辻泰弘君 保険料を集計しというのは、保険料についての段階設定など、そういうことについてということですね。

○政府参考人（磯部文雄君） 各市町村におきます保険料、介護保険料の設定状況についてでございます。

○辻泰弘君 それで、この措置が年金制度改正に実際いつから効力を生ずるかということなんですけれども、自治体の対応によっても違って来るかもしれませんが、一番早いケースといいますか、あり得る場合はいつからなんでしょう。

○政府参考人（磯部文雄君） 特別徴収の対象者につきまして、おっしゃるとおり市町村の対応にもよりますけれども、最も早い時期としては、恐らく六月ぐらいから徴収額に影響が生ずる……

○辻泰弘君 何年。

○政府参考人（磯部文雄君） 来年のですね、六月と思っております。

○辻泰弘君 今度は国保の方に論点を移したいと思うんですけれども、前国会においても七月に私は御質問させていただいて、そのことについても御要請を申し上げておたわけですが、それを受けた形で、八月の二十六日に厚生労働省として概算要求の時期に合わせて税制改正要望を財務省並びに総務省に提出されているということになっているわけですが、その内容といいますか、その国会を受けてどういうふうに取り組みましてそこに至ったか、御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（水田邦雄君） 年金課税の見直しによりまして国民健康保険の保険料が増

加する方々が出られるわけでありますけれども、これにつきましては、地方団体の意見を踏まえまして、激変緩和措置として、本来負担すべき保険料額に段階的に移行できるような経過措置を講ずるということを検討してございまして、総務省に税制改正要望を行っていると、こういうこととございます。

○辻泰弘君 総務省にお伺いしたいんですけれども、今は厚生労働省から税制改正要望が総務省の手に渡ったということだと思んですが、総務省としてはこれを踏まえてどう対応されるのかを御説明ください。

○政府参考人（小室裕一君） 総務省の方では国民健康保険税を所管しているわけとございますけれども、お話のありました公的年金等控除の見直し等に伴う所要の措置についてでございます。

国民健康保険税が増加する年金受給者について、保険税負担の急激な増加を緩和するよう厚生労働省から要望を受けているところでございます。この国民健康保険税につきましては、御案内のとおり、基本的に国民健康保険料と同様の仕組みとしているわけとございます。したがいまして、国民健康保険料制度を所管する厚生労働省の検討を踏まえまして、必要に応じて十八年度税制改正法案に盛り込むなど、所要の措置を講じてまいる所存とございます。

○辻泰弘君 私もいろいろ試算をしたり聞いたりしてみますと、年金生活者で二百万円の年金収入の方の場合、三・四万円国保保険料が上がるという、そういったことにもなるようございまして、そのことは軽減措置が、五割軽減が二割軽減に下がると、こういうことの余波といいますか、影響があるところについてはかなり上がるということもあるようございまして、そういった意味では、この要望の中にも負担の急激な増加を緩和するための所要の措置というふうに出ているわけですが、そのことについてはしっかりと取り組んでいただくように改めて申し上げておきたいと思っております。

なお、この所要の措置、これは厚生労働省に聞きますけれども、ここで言っているのは十八年からの効力を生ずるものを指していると思うんですけれども、そのことの確認と、国保の保険料の場合は政令改正でやられるのか、それはいつ決められるのか、そのことを教えてください。

○政府参考人（水田邦雄君） 国民健康保険料についての経過措置を講じる場合、どういうふうに規定するのかということとございまして、詳細は今後検討するわけとございますが、保険料算定の規定が設けられておりますのは国民健康保険法施行令とございまして、この施行令上に規定するということが考えられるわけとございます。

それから、影響ができる時期ということをお尋ねでございましたけれども、これは先ほどの介護保険と同様とございまして、年金課税の見直しに伴う影響は平成十八年度の保険料から生ずることとなります。



○辻泰弘君 その十八年度というのは、やっぱり同じく六月が一番早いケースという理解でいいですか。

○政府参考人（水田邦雄君） 実務的に申し上げますと、平成十八年度の保険料と申しますものは、十八年の六月に確定いたします年金課税見直し後の個人住民税における所得情報、これを基に算定されまして、六月に確定するというところでございますので、年金課税の見直しについては六月以降の保険料から影響が生じると、こういうことになるわけでございます。

○辻泰弘君 昨日発表された医療制度構造改革試案の中でもこれにかかわる部分がございますまして、公的年金等控除等の見直しに伴い、新たに現役並みの所得を有する者に該当する七十歳以上の者について、高額療養費の自己負担限度額に経過措置を設ける、こういった指摘もございますし、老年者に係る住民税非課税措置の廃止、これは十七年度税制改正の話ですけれども、これに伴い、低所得世帯から新たに一般世帯となる世帯に対して高額療養費の自己負担限度額に経過措置を設けると、こういうふうなことにも政策を出していただいているわけで、手法、内容はもう少し精査させていただきたいと思っておりますけれども、着目していただいて取り上げていただいていることについては私は評価をさせていただきたいと、このように思うわけでありませう。

なお、介護のサービスのときの利用者負担にもこの所得のことというのは掛かって出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そのことについても併せて御検討いただくように申し上げておきたいと思っております。

このことについては、大臣にもいろいろと御要請を申し上げてまいりまして、こういう形で一つの答えを出していただいたと思っておりますが、一言御感想なりいただけたらと思っております。

○国務大臣（尾辻秀久君） たしか私が大臣になってすぐだったと思っておりますが、予算委員会で御指摘いただいて、御質問いただいたことをよく記憶をいたしております。以来、先生にはずっと関心をお寄せいただきまして、御指導もいただきましたことに改めて感謝も申し上げたいと存じます。十分であったかどうかということはあるかもしれませんが、先生の御指導により、こういう形取れたということが大変今有り難いと存じております。改めて御礼申し上げます。

○辻泰弘君 このことのみならずなんですけれども、いろんな形で負担を国民に求めていくということが今後またあるかもしれませんが、やはりその際に当たって、もちろん、負担の絶対量といいますか、額も問題ですけれども、同時にやはり経過措置とか軽減措置とか、そういったものについてもやはり十分配慮していただくということが大事だと思いますので、そのことについては申し上げておきたいというふうに思うわけでありませう。

それで、次のテーマに移らせていただきますが、二〇〇二年に改正道路運送法が施行されて、そのことに伴ってタクシー事業が非常に混乱しているといいますか、激しい競争下にある地域が出てきているということがあるわけでございます。先般も、大阪の運転手が提訴されたと、国を提訴されたということもあったわけでございます。

とりわけ大阪地域、北海道、あるいは沖縄はもう既に特別の措置の緊急調整区域の指定対象になっているわけですが、仙台もございすけれども、そういった地域で非常にタクシー労働者の最低賃金さえ守れないような激しい、供給よりも価格競争なのかもしれませんけれども、そういった事態があって、結果として長時間労働になり、車の中で寝たりあるいは車を家に持ち帰ったりと、こういうことで大変本来の安全性というものが脅かされている状況にあると。最近はテレビ等でも報道されているところであります。

実は、一年半前になりますか、尾辻先生が予算の筆頭理事をされていたところでございましたか、一度大阪に視察に行ったときがございまして、そのときに私も実は運転手の方につぶさに聞いたことを記憶しておるのでございすけれども、大臣もこの点について状況をお聞きになったりしておるかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先ほども、御質問いただくということで気になりましたので、一体事故がこのところどういうふうになっているんだということも調べてみました。事故そのものが、このところ増えておるわけじゃありませんが、一言で言うとやはり高止まりをしているとでも表現するのでしょうか、非常にそういう状況にございす。そうした状況にあるということは改めて確認いたしましたけれども、この問題、このままほうっておいてはというふうに認識をいたしておるところでございます。

○辻泰弘君 この問題、三月でございましたか、私、予算委員会でもお聞きいたしまして、国土交通大臣にも御質問をして、そういった中で五月に、最低賃金についてはタクシー事業者に対する自主点検を求めると、こういう動きを取っていただいたことがございました。

もう一つは、厚生労働省と国土交通省とでタクシー運転手の適切な労働環境の確保に関する連絡調整会議というのを持っていたいただいて、以降十月まで検討していただいて、近々集約といいますか結論を取りまとめというふうになるように聞いているわけですが、まず簡単に、自主点検を求められて、それを七月十五日に回答を出してくれと、こういうことだったと思うんですが、そのことについてどういうふう集約されているか、まずお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） タクシーに関します労働条件等についての自主点検につきましては、今年の五月から八月にかけて実施しております。したがって、今のところまだ全国集計するに至っておりません。早急に集計をいたしまして対応したいと思っております。

自主点検そのものは、まずはその事業場自身で点検をして自主的に改善をしていただくということを目的としております。まずそういったことでやっていただきまして、そういった集計結果も踏まえまして、自主的な改善が望めない事業場に対しましては、私どもと

しては、優先的に監督指導を実施してタクシー運転手の適切な労働条件の確保に努めていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 これは、よくお取り組みいただいたと感謝といたしますか、ある意味では当然だとも思いますけれども、自主点検の報告が返ってきていないとしても、やはりそのことを知っていただくということにもなったと思いますし、是非また集計が出たらその時点でお示しいただいて、その上で、いずれにいたしましても最低賃金が守られないような状況がないようなことでの取り組みをいただきたい。それで、賃金ということと同時に、やはり労働環境という意味で、これは厚生労働省マターからのアプローチという意味で是非しっかりと取り組みいただくように申し上げておきたいと思えます。

もう一点、連絡調整会議が立ち上がって検討され、それも、十月二十八日ごろでしょうか、集約されるようなことを聞いておりますけれども、そのことの検討状況どうなのかということをお教えください。

○政府参考人（青木豊君） 今御質問になりました国土交通省と厚生労働省との連絡調整会議でございますけれども、これまで平成十七年の五月から三回会議を開催しました。近々四回目の会議を開催することを予定といたしております。そして、お話しになりましたように集約をするということにいたしております。

この会議におきましては、業所管官庁であります国土交通省と連携をして、労働基準監督署と地方運輸支局との合同による監督監査を実施するとか、あるいは、両省の相互通報制度が現在ありますけれども、これを拡充することなど、そういった方策につきまして今検討しているところでございます。これらの対策を的確に実施することによって、適切な労働条件の確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 今月末にその調整会議の一つの集約があるというふうに聞いておりますので、それを前提として、タクシー労働者の労働環境確保に向けて厚生労働省のお立場で是非しっかりと取り組みいただきたいと。そのことについて、大臣、一言お願いしたいと思えます。

○国務大臣（尾辻秀久君） タクシー運転手につきましては、近年、収入低下に伴いまして最低賃金を割り込むなど、労働基準関係法令上の問題も認められております。

厚生労働省といたしましては、これまでもタクシー運転手の労働条件の履行確保のための重点的な監督指導を実施してきたところではございますけれども、こうした状況にかんがみまして、今お答え申し上げておりますように、そしてまたお話をいただきましたように、国土交通省との間で連絡調整会議を設け、タクシー事業者に対する法令遵守等に関する指導の在り方や、タクシー運転者の労働条件の確保、改善に向けた取組などを協議しているところでございます。

さらに、申し上げましたように、五月から八月にかけて、タクシー業界の自主的な取組

を促すために、タクシー事業者に対し、労働基準関係法令の遵守及び自主的な改善を図るための自主点検を実施させたところでございます。

先ほども申し上げましたように、何か手を打たなきゃならない状況にあるというふうに認識いたしておりますので、今後しっかりとまた対応してまいります。

○辻泰弘君 同時に、国土交通省にも確認しておきたいんですけども、先般の運輸審議会からの答申がございまして、その中で、緊急調整地域の指定基準の見直しということを中心に定めると、こういうふうなことになっているわけですけども、やはり私は、今の基準というものが果たして本当に実効性があるといえますか、本来の目的にかなったものなのかというふうに率直に思うわけでございます。恐らく基準は、実績という意味では初めてのことでありますから、人為的に作ったものだったと思うんですね。それに今が、現実が合っていないから当てはめないんだというのは、考えてみれば一方的な話であって、やはりかなり異常なまでに過熱している地域が対象とならないような基準だったらそもそも意味がないんじゃないかと、このように思うわけでございます。

そういった意味で、やはり現実にかかわってくるような、そういったかかわらしめるような指定基準の見直しであるべきだと思っております。例えば北海道とか大阪とか非常に過熱しているというわけですけども、そういったところにもかかわってくるような指定基準の見直しをすべきだということを申し上げておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（松尾庄一君） タクシーにおける需給調整につきましては、委員御指摘のとおり、平成十四年の道路運送法の改正に伴いまして需給調整を廃止したところでございます。ただ、供給の著しい過剰を放置することで安全の確保と利便性の確保が困難となるおそれがある場合には緊急調整措置を発動するとの規定が新たに定められたところでございます。

タクシーをめぐる経営環境につきましては、大阪を始め各地において大変厳しいと認識をしておるところでございますが、国土交通省といたしましては、ただいま申し上げました緊急調整措置については、いわゆる参入する側から見れば権利制限性の高い措置であります。その発動ということになりますので、客観的指標に基づき厳正に対処する必要があると考えております。

現在の指標につきましては、本年九月に沖縄本島を指定する際に、運輸審議会の答申におきまして制度実施後の状況を踏まえた指標の適正化等が必要である旨の指摘がなされたところでありまして。

当省といたしましては、運輸審議会の答申等を踏まえ、年内をめどに基準の適正化を図るべく見直しを進めてまいり所存でございます。

○辻泰弘君 三月に大臣にもお伺いしましたけれども、大臣御自身が大阪の方でいらっしゃいますのでよく理解をしていただいていると、思いは同じくするようなところがあった

と思っておりますけれども、是非、このような議論も是非大臣にもお伝えいただいて、御努力くださいますようお願い申し上げたいと思います。

最後の論点について御質問をさせていただきます。

アスベスト対策についてでございます。

先般、大阪で尾辻大臣が患者の方々にお会いをなさって幾つかの、五項目の要求を受けてそれについてのお答えをなさったというのがございました。そこで記者会見もございまずんですけれども、中皮腫患者の労災認定基準の見直しということをおっしゃっておられました。そのこと自体は大事なことだと思うし、それはそれでいいと思うんですが、そのことのお取組の方針を一つ。もう一つは、相談窓口の設置もするとおっしゃったんですが、聞いてみますとかなりもう設置しておられてきているように聞くんですが、また新たに追加してやっていかれるのかと、この点について簡単にお問い合わせいたします。

○国務大臣（尾辻秀久君） 現在、中皮腫に係る労災請求が行われた場合には、認定基準に基づきまして、というのは、これ三つの認定基準を設けておりまして、中皮腫であることの診断が得られていること、これが一番目です。二番目に、石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体等の医学的所見が得られていること、これが二番目です。それから三番目に、一年以上の石綿暴露作業従事歴を有していることを、この三つを確認をしておるところであります。時間もありますからもうざっと申し上げます。今申し上げました二番目をもう省略して認定しようと、こういうふうに御理解いただければと存じます。

それから、相談窓口についてでございますが、これ、治療についての相談窓口はいろいろ設けてあります。ただ、先日、患者の皆さん方とお話しいたしましたときに、皆さんのおっしゃった相談というのはもっと広い意味でありまして、治療だけじゃなくいろいろな悩みも抱えておられます、あるいはまた生活のことなどもありますから、そういう広い相談窓口をつくったらどうだというお話がございまして、私もそのとおりでございましたので、何か、今の治療の窓口だけではなくて、そういうものを何か考えてみたい、今それを指示いたしておるところでございます。

○辻泰弘君 相談窓口の方は理解をいたしました。

確認ですけれども、中皮腫と診断されたら一年以上の職業暴露の要件だけで労災補償が受けられるようにしようと、こういうことですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） そのとおりであります。

○辻泰弘君 それから、確認ですけれども、法改正をしていくということの部分ですけれども、厚生労働省にかかわる部分は労災のところだけですね。すなわち時効のことにかかわる部分だけかどうかです。

○国務大臣（尾辻秀久君） そのとおりであります。

○辻泰弘君 それから、その改正は今の五年自体を変えるといいますか、そのこの条項を変えるのか、新たな別の形での対処になるのか、そこはどうなのでしょう。

○政府参考人（青木豊君） 今検討の対象にしておりますのは、労災補償を受けずに死亡した労働者について検討しようということにしております。これは、現在、死亡して五年間請求しなかったときには遺族補償されないということになっておりますが、その点を考えようということで、検討対象にしているということでございます。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今の答弁に付け加えるわけじゃありませんが、さっきの石綿の中皮腫の認定のところで誤解がないように一つだけ申し上げておきたいと思っておりますのは、これは今私がこうしたいということで指示はいたしておりますけれども、医学専門家による御意見だけいただかなきゃいけませんので、今その御意見をいただくとしておるさなかでございますから、その手続だけは必要だということだけは申し上げておきます。

○辻泰弘君 このアスベスト対策は、労災も一つの大きな柱でございますけれども、それ以外にも、家族の方々、周辺住民に対する救済策ということも、これは環境省マターかもしれませんが、当然重要な問題としてあるわけでございます。また、石綿そのものの全面禁止ということもやはり課題になっているわけございまして、私ども提案をさせていただいているところでございますけれども、そのことについても併せてしっかりとアスベスト対策に取り組んでいただきますように御要請を申し上げまして、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。